

○松本市アルプス公園自然活用検討会議設置要綱

令和3年11月1日
松本市告示第504号

(趣旨)

第1条 この要綱は、アルプス公園北側拡張部の自然活用を推進するため、市民の意見を聴く、松本市アルプス公園自然活用検討会議(以下「会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 北側拡張部に必要な整備に関すること。
- (2) 北側拡張部の管理運営方法に関すること。
- (3) 北側拡張部の活用推進体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 市民、利用者の代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項について、市長に提言する日までの間とする。

(座長及び座長代理)

第5条 会議に座長1人及び座長代理1人を置く。

- 2 座長及び座長代理は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が必要に応じて招集し、会議の議長は、座長が務める。

2 会議は、座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年11月 1日から施行する。
(アルプス公園管理運営検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 アルプス公園管理運営検討委員会設置要綱(平成16年告示第49号)は、廃止する。